

## 犬山市教育委員会基本条例（案）

## 目次

## 前文

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 教育委員会の役割と活動原則（第 2 条）
- 第 3 章 教育長及び委員の身分と役割（第 3 条・第 4 条）
- 第 4 章 教育委員会会議の運営（第 5 条－第 7 条）
- 第 5 章 総合教育会議（第 8 条・第 9 条）
- 第 6 章 開かれた教育委員会（第 10 条・第 11 条）
- 第 7 章 教育委員会事務局の体制整備（第 12 条）
- 第 8 章 見直し手続き（第 13 条）

## 附則

教育は、人格の完成を目指し、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を備えた、心身ともに健康な市民の育成を期して行われなければなりません。

そのため、犬山の子は犬山で育てるとの考えのもと、学校、家庭、地域などの連携を深め、特色ある教育・保育を推進し、地域社会から国際社会まで幅広い舞台で活躍できる人材を育成します。

さらに、生涯学習やスポーツ活動などを通じて、市民の豊かな心と生きる力を育みます。

また、歴史や伝統文化、自然などの郷土の資源を大切に守り育て、後世に継承していくことで、子どもからお年寄りまで、市民一人ひとりが犬山への誇りと愛着を持ち続ける心を育みます。

犬山市教育委員会は、犬山の教育の基本理念である「学びのまちづくり－生涯にわたって自ら学び続ける－」の実現に向けて、教育の政治的中立性と継続性を確保しつつ、教育に対する市民のみなさんの信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、ここに「犬山市教育委員会基本条例」を制定します。

## 第 1 章 総則





価に関すること。

(6) 前各号に掲げる事項のほか、教育行政についての基本方針や重要事項に関すること。

2 教育長は、前項の事項を付議事件として提案する際には、提案の目的、内容、経緯、効果などについて、わかりやすく説明します。

(討議の促進)

第6条 教育委員会は、審議にあたっては、委員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めます。

2 いじめ事件など児童生徒や教職員に関わる事件、事故については、遅滞なく報告を受け、迅速に対応を協議します。

(政策等の形成手続き)

第7条 教育委員は、学校等所管施設訪問の際には、校長等関係者との意見交換を行い、児童生徒や施設等の状況把握に努め、積極的な課題抽出につなげます。

2 教育委員は、教育委員会事務局の補助を受け、教育政策の立案、形成に主体的かつ積極的に関わります。

3 教育委員会は、地教行法第26条第1項に規定する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載などの方法により公表します。

4 教育委員会は、前項の点検及び評価の結果に基づき、学びのまちづくりの推進に向け、必要な改善措置を講じます。

5 教育委員会は、教育長及び委員の政策形成能力など資質の向上のため、研修機会の充実に努めます。

## 第5章 総合教育会議

(市長との関係)

第8条 教育委員会及び市長は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地教行法第21条から第23条までの規定による職務権限に基づく適切な役割分担のもと、本市における教育の振興のため連携して施策の充実に努めます。

(総合教育会議における協議と調整)

第9条 総合教育会議は、教育委員会及び市長という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、教育の課題やあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るため、十分な意思疎通を図ります。

2 総合教育会議において協議・調整を図り、教育委員会及び市長の双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重します。

## 第6章 開かれた教育委員会

(市民への情報公開と意見集約)

第10条 教育委員会は、市民に対する説明責任を果たし、教育の振興に資するため、多様な広報媒体を活用して、子どもの最善の利益に反しない限りにおいて、教育委員会の活動状況や教育に関する施策の実施状況について積極的に情報公開、情報発信を行い、市民との情報共有に努めます。

2 教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、市民の意見を的確に把握し、教育施策に適切に反映させるよう努めます。

3 教育委員会は、教育行政に対する市民の生の声を聞くため、議会や保護者、教育関係の各種団体等との意見交換の場を設けるよう努めます。

(市民からの政策提案)

第11条 教育委員会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、その審議及び調査にあたっては、当該請願及び陳情の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

## 第7章 教育委員会事務局の体制整備

(教育委員会事務局の体制整備)

第12条 地教行法第17条の規定に基づき、教育委員会に事務局を置きます。

2 教育委員会は、教育施策の円滑な実施のため、教育委員会事務局の体制整備に必要な措置が講じられるよう、市長との協議・調整を行います。

## 第8章 見直し手続き

（見直し手続き）

第13条 教育委員会及び市長は、この条例の趣旨及び目的が達成されているかどうかを総合教育会議において検証します。

2 教育委員会及び市長は、前項による検証の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じます。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（経過措置）

第2条 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。